

平成19年5月11日

各位

株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ

証券取引等監視委員会による勧告について

本日、当社の子会社である株式会社福岡銀行の行員について外務員の職務に関する著しく不適当な行為が認められたとして、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して適切な措置を講ずるよう勧告が行われました。

当社は、今回の勧告を厳粛に受け止め、当社グループ全体の内部管理態勢の充実・強化に努めてまいります。

当社株主の皆様ならびに関係の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

以上

平成19年5月11日

各位

株式会社 福岡銀行

証券取引等監視委員会による勧告について

本日、当行行員について外務員の職務に関する著しく不適当な行為が認められたとして、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して適切な措置を講ずるよう勧告が行われました。

当行では、これまでもコンプライアンス態勢の充実に努めてまいりましたが、この度の指摘を厳粛に受け止め、内部管理態勢のより一層の充実・強化を図り、再発防止に努めてまいります。

日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々ならびに関係の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

記

1. 勧告の内容

福岡財務支局長が株式会社福岡銀行(福岡市、取締役頭取 谷 正明、資本金703億円、役員5,794名)を検査した結果、下記のとおり当該登録金融機関の使用人に係る外務員の職務に関する著しく不適当な行為の事実が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、適切な措置を講ずるよう勧告した。

2. 事実関係

外務員の職務に関する著しく不適当な行為(投資信託に係る取引一任勘定取引契約の締結)

株式会社福岡銀行天神町支店課長代理は、平成17年7月5日に顧客との間で、投資信託受益証券に係る取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、投資信託受益証券の取得・売付けの別、銘柄及び数の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同日から同18年1月6日までの間、当該契約に基づき投資信託受益証券に係る取引を執行した。

当該登録金融機関の使用人が行った上記の契約の締結行為は、証券取引法第65条の2第5項において準用する同法第64条の5第1項第2号に規定する「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当するものと認められる。

以 上